

手数料表

株式会社ライラックシステム

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。